省　令

○総務省令第百二十八号

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項の規定に基づき、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月十五日

総務大臣　川端　達夫

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令の一部を改正する省令

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令（平成十四年総務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五号中「前号」を「第四号」に改め、「IPアドレスを割り当てられた電気通信設備」の下に「、第五号の携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別符号に係る携帯電話端末等又は前号のSIMカード識別番号（携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されるものに限る。）に係る携帯電話端末等」を加え、同号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　侵害情報に係る携帯電話端末又はPHS端末（以下「携帯電話端末等」という。）からのインターネット接続サービス利用者識別符号（携帯電話端末等からのインターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（端末設備（電気通信事業法第五十二条第一項に規定する端末設備をいう。）又は自営電気通信設備（同法第七十条第一項に規定する自営電気通信設備をいう。）と接続される伝送路設備をいう。）のうちその一端がブラウザを搭載した携帯電話端末等と接続されるもの及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務（同法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）をいう。以下同じ。）の利用者をインターネットにおいて識別するために、当該サービスを提供する電気通信事業者（同法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）により割り当てられる文字、番号、記号その他の符号であって、電気通信（同法第二条第一号に規定する電気通信をいう。）により送信されるものをいう。以下同じ。）

六　侵害情報に係るSIMカード識別番号（携帯電話端末等からのインターネット接続サービスを提供する電気通信事業者との間で当該サービスの提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいい、携帯電話端末等に取り付けて用いるものに限る。）を識別するために割り当てられる番号をいう。以下同じ。）のうち、当該サービスにより送信されたもの

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第三十三号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第四項及び第六項の規定に基づき、海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十三年九月十五日

文部科学大臣　中川　正春

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律施行規則

（指定の申請）

第一条　海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（以下「法」という。）第三条第二項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　法第三条第一項の指定（以下単に「指定」という。）を受けようとする海外の美術品等の所有者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

三　前号の海外の美術品等の名称、員数及び種類

四　第二号の海外の美術品等の寸法、重量、形状その他の特徴

五　第二号の海外の美術品等の由来及び歴史上、芸術上又は学術上の価値

六　第二号の海外の美術品等を借り受ける期間

七　第二号の海外の美術品等を公開する目的

八　第二号の海外の美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに当該海外の美術品等を公開する予定の期間

前項の申請書には、前項第二号の海外の美術品等に係る使用貸借又は賃貸借に関する契約書の写し、当該海外の美術品等の現状を示す明瞭な写真その他参考となるべき書類及び資料を添付しなければならない。

（指定の公示）

第二条　文部科学大臣は、指定をしたときは、次に掲げる事項を公示するものとする。

一　指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称並びに所有者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

二　指定をした日及び指定の有効期間

三　指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

四　指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間

（指定の取消しの公示）

第三条　文部科学大臣は、指定を取り消したときは、次に掲げる事項を公示するものとする。

一　指定を取り消した海外の美術品等の名称並びに所有者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

二　指定を取り消した日

（公示の方法）

第四条　第二条及び前条の規定による公示は、官報に掲載することによって行う。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十三年九月十五日）から施行する。

告　示

○政治資金適正化委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十三年九月十五日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
二六二一	山下　武二三、八、一〇	本人からの申請	
二二一六	城岡　貞夫　二三、八、一六	本人からの申請	

○政治資金適正化委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十三年九月十五日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	登録年月日	抹消事由
三九八二	二三、八、一九	津曲　慈郎	
三九八三	二三、八、一九	西本　安男	
三九八四	二三、八、一九	佐藤　大祐	
三九八五	二三、八、一九	澤村　聡子	
三九八六	二三、八、一九	日野　潤一	
三九八七	二三、八、一九	岡崎　正憲	
三九八八	二三、八、一九	笠原　伸哉	